安藤誠二 英米法研究

談論アメリカ契約法 第12講

契約違反とエクウィティー上の救済(その1)

安藤 誠二

常に変わらず、馬場壮年、千葉青年、土井青年の三人は、相前後して荒 井老年の家に集合した。最近頻繁に耳にする言葉にスタートアップ(start-up) がある。突然現れて急激に成長するヴェンチャー企業、特にシリコン・ヴァ レーで活躍する技術産業を指している。今日最初の話題は、音楽レコード会 社から著作権法違反で訴えられ、窮地に貧しているスタートアップ二社であ る。インターネット上で音楽配信をしている点は共通しているが、両者の事 業内容は全く異なる。8月の終わり、マンハッタンの連邦地裁は、ユニヴァー サル・ミュージックから故意に著作権を侵害したと訴えられたエム・ピー・ スリー・ドット・コム(MP3.com)に対して、著作権法違反事件訴訟では歴史上 最高額の損害賠償金 1 億 1 千 8 百万ドルの支払を命じた。この金額は最低見 積額であって、最終的な賠償額が 2 億 5 千万ドルに達する可能性がある。も う一つの事件は、その 1 ヶ月前、サンフランシスコの連邦地裁が、アメリカ ・レコード産業協会(RIAA)からの請求に応じてナップスター(Napster)に対し て下した業務の仮差止め命令である。直後に、第 9 巡回区連邦控訴裁判所が これを取り消したため、ナップスターは一息ついたが、本案審理はこれから 続く。

話は休憩時に続けることにして、研究会が開始した。

- 荒井(A)「今日のテーマは契約違反に対するエクウィティー上の救済(equitable remedies)です。」
- 馬場(B)「コモン・ロー上の救済(remedies at law)の対語ですね。」
- 千葉(C)「被告が契約に違反したとき、その違反した契約の内容が、金銭債務、動産物品売買、不動産上の権益移転、建設請負、労務提供など、どの様なものであっても、原告に与えられる救済は、原則として、填補的金銭賠償(compensatory damages)です。責任を負うのは、被告所有の資産(in rem)であって、被告が特定の作為や不作為を命じられることはありません。」
- 土井(D)「被告は、契約を履行するか、または契約に違反して損害賠償金を支払うか、二者から一者を選択できます。別の表現を借りると、契約当事者には契約を破る自由があります。」

- 荒井「オリヴァー・ウェンデル・ホームズ(Oliver Wendel Holmes Jr.)は、『法的拘束力のある約束に見られる唯一の普遍的な結果は、約束事が実現しないとき、法が諾約者に損害賠償金の支払いを強制することである。・・・従って、履行期が到来するまで諾約者は何らの干渉を受けず、もし選択すれば、契約を破る自由すら与えられている。』 と喝破しています。」
- 馬場「もっとも、それには条件が付きますね。」
- 土井「何のことでしょうか?」
- 千葉「『履行期が到来するまで・・・何らの干渉を受けず、』の件ですね。」
- 土井「判りました。履行期前契約違反(anticipatory breach of contract)に対する 確認的救済(declaratory relief)があります。」
- 荒井「その通りです。履行期前契約違反は履行期前拒絶(anticipatory repudiation) とも言い、以前この研究会で「イギリス契約法の継受(その1)」 と題して議論しました。」
- 土井「覚えています。(笑い)19世紀中葉のイギリス判例でホクスター対ド・ ラ・トゥール事件 が有名です。確か千葉君が報告者でした。」
- 千葉「私も覚えています。(笑い)その後のイギリス判例法の推移については、 荒井さんが論文を発表されています。」
- 荒井「ご紹介下さり痛み入ります。(笑い)それは4年ほど前のことです。」
- 土井「アメリカ契約法の関連では、千葉君が契約法第2次リステートメントと、統一商事法典の規定 を紹介してくれました。」
- 荒井「優れた記憶力です。(笑い)その後で私がカリフォルニア州最高裁がある判決で示した定義を紹介しましたが記憶していますか?」
- 土井「直ぐ内容を説明せよと言われても困りますが、おぼろげな記憶はあります。」(笑い)
- 荒井「ご老公ではないが、『もう良いでしょう。』(笑い)ここでは少々の回り 道覚悟で、法理を再確認しておきましょう。馬場君にお願いします。」
- 馬場「簡潔に説明します。履行拒絶(repudiation)とは、契約上のある義務を履行できず、または履行する意思のないことを、一方当事者が他方当事者に事前に表示することです。表示は、言語または行為、その何れによるものであっても良いのですが、脅かされた違反が重大(serious)でなければなりません。相手方当事者には選択肢が三つあります。第一は、自己の未履行債務が解除されたものと見なす一方、拒絶者に対して直ちに(履行期は未到来ですが)全違反に対する損害賠償金を請求できることです。第二は、拒絶当事者に履行を求め、または拒絶の撤回を求めることです。この場合、被害当事者はいつでも、方針を転換して、第一の手段に訴えることができます。第三は、拒絶を無視し、履行期の到来を待つことで

- す。この場合には、違反当事者はいつでも、気が変われば、拒絶を撤回 できます。つまり違反が解消する危険を被害当事者は負担することにな ります。」
- 千葉「第四の選択肢、つまり特定履行(specific performance)の請求、はないのですか?」
- 荒井「早周りしないでください。(笑い)特定履行は今日の主題です。馬場君 ご苦労様でした。」
- 土井「契約を破る自由と言えば、効率的契約違反(efficient breach of contract)が 当然話題になりますね。」
- 荒井「『法と経済学』(law and economics)乃至『法の経済的分析』(economic analysis of law)の領域に属する問題ですが、近々の内に論議のテーマに取り上げたいと考えています。差し当たっては、私が発表した古い論文『法の経済分析その1』の前半部分に目を通して置いて下さい。」
- 千葉「それでは私が舵を本論に転針します。(笑い)エクウィティーは難解で すね。」
- 馬場「先ず前置詞の違いです。」
- 土井「えっ?」(笑い)
- 馬場「『コモン・ロー上の』はアット・ロー(at law)、『エクウィティー上の』 はイン・ネクウィティー(in equity)です。」
- 千葉「形容詞なら、リーガル(legal)とエクウィタブル(equitable)ですね。」
- 荒井「一挙に派生語に行かず、エクウィティーの意義を先ず問題とすべきでしょうね。」
- 千葉「私もその心算でした。」(笑い)
- 馬場「語義としてのエクウィティーには、権利(right)、正義(justice)、倫理的特質(moral quality)、柔軟性(flexibility)などが含意されていると言われますが、これらに共通する意義は公正(fairness)です。」
- 荒井「今日論議するエクウィティーは、それとは違った歴史的背景を持つものです。中世イギリスに於いて、それは、コモン・ローとは全く別個独立に存在した裁判上の原則、手続き、救済の集合体を指し、またその集合体を処理するコモン・ロー裁判所とは別個独立の裁判所を意味しました。」
- 土井「コモン・ロー裁判所(law courts)は特定の訴訟原因(causes of action)に基づく訴えしか受理しなかったと、前に本で読んだ記憶があります。被害者の苦情が是認済みの法理に適合しなければ、裁判所は聞く耳を持たなかったのですね。」
- 千葉「それに、裁判所が与える救済は金銭賠償(money damages)に限られてい

- ました。そのため他の救済手段、例えば被告に作為または不作為を命じることに関しては、裁判所は役立たずでした。」
- 荒井「合い言葉は『国王に申し出なさい。』(Enter the king.)です。」
- 馬場「コモン・ロー裁判所から閉め出された訴訟当事者は、君主に対して救済を請願しました。当然のことながら、君主ならどの様な救済であろうと、必要とあれば、裁可することができました。」
- 土井「国王なら、裁判所の足枷となる規則に拘束されずに、救済を与えることができたのですね。」
- 荒井「それが『エクウィティー上の救済』(equitable relief)です。訴訟当事者は国王に仕える大法官(chancellor)を通して国王にこの異常な介入を請願しました。そこで大法官裁判所(chancery courts)をエクウィティー裁判所(courts of equity)とも呼んでいます。」
- 千葉「既存の法制度にそのような迂回路を認めると、コモン・ロー裁判所と エクウィティー裁判所の間に軋轢が生じるでしょうね。」
- 土井「それにコモン・ロー裁判所は、対抗上、訴状に関する規制を緩和した はずです。」
- 馬場「競争と規制緩和の相関は今も昔も変わらない。」(笑い)
- 荒井「結局、両者の管轄区分が確立されました。エクウィティー裁判所の裁判権は、原告が金銭の支払い以上のものを被告から求めるときのように、金銭賠償では当事者にとって完全な救済と成らない場合に限定されました。」
- 馬場「よく『コモン・ローの救済が不充分であるとき』(when the remedy at law is inadequate)という表現が出てきますね。」
- 千葉「具体的には、どの様な令状をエクウィティー裁判所は出したのですか?」
- 荒井「官公吏にその職務の執行を命じる職務執行令状(writ of mandamus)、当事者にある行為の禁止を命じる差止め令状(wit of injunction)、当事者に契約の履行を命じる特定履行令状(writ of specific performance)などです。」
- 土井「服従を拒むと?」
- 荒井「法廷侮辱罪(contempt of court)となって、罰金では済まず、身体を拘禁されることさえありました。最初に千葉君が指摘したように、これがコモン・ロー裁判所による金銭賠償命令ですと、対象はあくまでも被告の資産ですから、被告が判決を無視しても刑務所に入れられることはありません。」
- 千葉「現代の裁判所は、そこかしこに歴史の名残を留めてはいるものの、一般的には、コモン・ロー裁判所とエクウィティー裁判所に分離されてい

ませんね。」

- 馬場「しかし、コモン・ロー上の訴え(action at law)、つまり原告が金銭賠償を求めているか、またはエクウィティー上の訴え(action in equity)、つまり異常な救済を求めているかの分別は依然として明確です。」
- 土井「異常な救済とは?」
- 荒井「契約違反に対する通常乃至推定的救済(normal or presumptive remedy)は 金銭賠償です。これに対して他の救済は異常乃至例外(extraordinary or exceptional)であると考えられるのです。」
- 土井「不動産の売買契約もそうですか?」
- 馬場「強烈な反撃ですね。」(笑い)
- 荒井「15世紀中葉になると、イギリスの大法官裁判所は、土地の売買契約について、例外ではなく原則として、特定履行を認めていたようです。その理由は土地には比類なく特有の価値があると考えられたからです。土地の価格や広さに関係なくエクウィティー上の救済を認めていたのです。」
- 馬場「ミシガン大学のシンプソン教授の研究 によると、17 世紀になって引受訴訟(assumpsit)が発達する迄は、広範囲の契約紛争に関して、大法官裁判所は対人命令(in personam orders)、即ち特定履行の命令を常態として下していたようです。」
- 荒井「その後の歴史の変遷は紆余曲折して複雑なのですが、簡略に言えば、 契約違反に対する救済が改善されて、充分且つ容易に得られるようになったこと、コモン・ローの領域が拡大したこと、イギリスの市場制度が 発達して、多様化したことなどの要因から、コモン・ロー裁判所の契約 救済が不充分であるため大法官裁判所の裁判権発動が正当であると、原 告が主張するのは益々困難となってきたのです。」
- 千葉「市場制度の発達と多様化は何故要因となるのですか?」
- 荒井「千葉君らしくない質問です。」(笑い)
- 千葉「困ったな。(笑い)判りました。動産物品の売買契約について考えると、 契約の違反があっても、商品市場が発達して多様化していれば、原告は 他所に物品の売主または買主を見出すことができます。強いて被告に特 定履行を求めなくとも、損害賠償金だけで満足できる筈です。」
- 荒井「そのような次第ですから(笑い)土地の売買契約を除けば、特定履行は原則ではなく、寧ろ例外であると一般的に言えるようになったのです。 エクウィティー上の救済は却って『異常』(extraordinary)と言えるのです。」
- 土井「履行強制を優先する大陸法の伝統とは反対ですね。」
- 千葉「現在のアメリカ裁判所組織には、エクウィティーを専ら管轄する裁判

所は残っていないのでしょうか?」

- 荒井「殆どの州がエクウィティー裁判所(Court of Chancery)を廃止しています。 ニュー・ヨーク州を例に取ると、1948 年に無くなっています。ところが デラウェア州にはエクウィティー裁判所が残っています。」
- 土井「デラウェア州は覚えています。ペンゾイルの弁護士がテキサコと裁判 所を出し抜いたところです。」(笑い)
- 馬場「数ヶ月前に荒井さんから伺いました。」
- 荒井「皆さんが良く記憶しているので恐縮です。」(笑い)
- 千葉「疑問があります。」
- 荒井「何でしょう?」
- 千葉「契約法の主要な救済目標は、被害当事者を契約の履行が為されていたなら占めていたであろう同等の地位に置くこと(to put the injured party in as good a position as it would have been had the contract been performed)です。単に特定履行を命じた方が填補的賠償より一層適切と言えるのではないでしょうか?」
- 土井「単なる地位ではなく、金銭的に同等の地位であったように思います。『金銭的に可能な範囲で』(so far as money can do it)と言う表現を記憶しています。」
- 馬場「『損害賠償金に関して』(with respect to damages)も追加した方が良さそうですね。」
- 荒井「馬場君の指摘が適切です。千葉君や土井君の言う原則は、19世紀中葉のイギリス判例で示され、現代のアメリカ判例法でもしばしば引用される法理ですが、損害賠償額の算定基準(measure of damages)として、履行利益(expectation interest)を定義したものです。」
- 千葉「納得しました。」
- 荒井「納得ついでに、例の判例を。」
- 土井「何ですか?禅問答のように。」(笑い)
- 荒井「千葉君には、判例を一件調べて置いて貰ったのです。しかし皆さんお 疲れのようですから、一休みしましょう。」

荒井夫人が紅茶にお手製のバウムクーヘンを添えてくれた。紅茶は香りと味わいから F&M のロイヤル・ブレンドと知れた。MP3.com は 80,000 枚の CD アルバムをデジタル信号化して、サ・ヴァーに蓄積している。利用者は自分の持つ CD をコンピューターに差込んだ後、MP3.com のサーヴァーに接続する。使用者が CD を所有していることは、コンピューターに挿入された CD のコードをサーヴァーが認識して証明される。これが終わると、使用者は何

時でも何処でも(anytime anywhere)持っているアルバムの音楽をインターネット上で愉しむことができる。CD を倉に入れようが、廃棄しようが構わない。但し、使用者がサーヴァーから音楽をダウン・ロードすることはできない。ウニヴァーサルの著作権を侵害し違法と判断されたのは、MP3.com が多数のCD をデーター・ベース化したことである。MP3.com を訴えたユニヴァーサルを除く他の大手 4 社(EMI、BMG、タイム・ワーナー、ソニー)は、既に和解し、2千万ドルの和解金と今後の利用料で合意している。

- 千葉「これからお話しするのは、第4巡回区連邦控訴裁判所が1988年に下した判決です。争点は二つあって、一つは、契約の成立如何、第二は、契約の成立を認めた場合の特定履行命令の是非です。」
- 馬場「先ず、事実関係を簡略に述べてください。」
- 千葉「原告のクライン(Klein)は自家用ジェット機ガルフストリーム G-II を購入するため、航空機販売業者のユニヴァーサル・ジェット・セールス (UJS)に中古機市場の調査を依頼しました。候補に挙がったのが、ペプシコ(PepsiCo)の社用機です。」
- 土井「清涼飲料のペプシコーラ?」(笑い)
- 千葉「そうです。」
- 馬場「会長のドナルド・ケンドール(Donald Kendall)は日米財界人会議に顔を見せますね。」
- 千葉「UJS とペプシコは売買価格の交渉を重ね、結局 4 百 60 万ドルで合意しました。UJS は契約書をペプシコに送り、頭金(down payment)10 万ドルを支払いました。」
- 土井「クラインと UJS の関係はどうなっていましたか?」
- 千葉「クラインは 20 万ドルの預託金(deposit)を UJS に渡し、ペプシコとの売買交渉を任せていました。UJS は 4 百 75 万ドルでクラインに転売するつもりだったようです。ところが、先程馬場さんの言われたケンドール会長が、売買交渉の打ち切りを、突然、担当者に命じたのです。」
- 土井「G-II 機の検査は終えていたのでしょうか?」
- 千葉「ニュー・ヨーク、アーカンソー、ジョージアと三州で綿密に行われました。検査の結果、右ジェット・エンジンのブレードに 10 カ所前後のクラックが発見されましたが、ペプシコは修理費用 28 万ドルの支払いに同意していました。」
- 馬場「契約書の調印は?」
- 千葉「機体引渡し期日の変更を求めた他には、ペプシコは UJS の起草した契約書の内容に異議を唱えていません。しかし署名は未だ終えていません

でした。」

- 馬場「ペプシコは契約の成立を否定したのですね。」
- 千葉「そうです。」
- 荒井「例の問題ですね。」
- 千葉「そうです。」
- 土井「またまた禅問答だ。」(笑い)
- 荒井「つい最近この研究会で取り上げた SCM 事件 です。」
- 土井「ニュー・ヨーク州南部地区連邦地裁が、当事者には未調印の契約書最終草案に拘束される意思があったと判断したのに対し、第2巡回区連邦控訴裁判所がこれを覆して、当事者は契約文書調印までは、契約交渉を打ちきることができる、つまり契約は成立していないと判断した事件ですね。」
- 千葉「そう言えば、この判例変更は、ゲティー(Getty)の企業買収を巡るテキ サコ(Texaco)対ペンゾイル(Penzoil)の争いに微妙な影響を与えました ね。」
- 荒井「二人とも良く覚えていて呉れました。一度ならず恐縮です。」(笑い)
- 馬場「最終的な契約文書が完結するまで、当事者は合意に拘束される意思が なかったという論法ですね。ペプシコの主張は。」
- 千葉「原審のウィリアムズ判事は契約の成立を認め、第 2 巡回区連邦控訴裁 判所も同一見解でした。」
- 土井「その根拠は?」
- 千葉「第一に UJS がペプシコに送った合意確認のテレックス、第二が当事者の行為です。」
- 土井「当事者行為の例は具体的に挙げられていますか?」
- 千葉「幾つかあります。合意確認のテレックスにペプシコが何ら反論しなかったことが一つです。それから、10万ドルの頭金支払いを求めたのは元々ペプシコでした。而もそれを受領したのです。更に、UJSから送付された契約書に「申し分ない。」(fine)とコメントしています。まだまだあります。ペプシコは売買証書(bill of sale)を、UJSの要求通り、エスクロー・エージェント(escrow agent)に第三者預託しました。これは未署名契約書に記載されている通りの手続きでした。またペプシコは売買前最終検査のためG-II機をジョージア州サバンナまで送っています。これはUJSが合意確認テレックスと契約書案で要求したものです。そして最後に、ペプシコ側で交渉窓口を終始務めた管財担当部長がUJSの買取り申込みを承諾していることでした。」
- 土井「これだけの根拠を挙げられるとペプシコもお手上げですね。」

- 荒井「二の矢がありそうですね。」
- 土井「そうですか?」(笑い)
- 千葉「買主の満足する検査状態が未達成であるとの主張です。契約は航空機 を「現状有姿のまま」(as is)引渡す条件になっていません。修理完了が 前提条件であるとの考えです。」
- 土井「それは無理な主張です。ペプシコは修理費負担を既に同意しています。」 荒井「冴えていますね。」(笑い)
- 馬場「契約の成立が認定されたのですから、次は本論の特定履行ですね。」
- 土井「損害賠償金では満足できない。航空機を引渡せ、との請求ですね。」
- 千葉「ヴァージニア州法典セクション 8.2-716 は、動産が比類無く特有(unique) であるか、または他の相当事情(other proper circumstances)があるときに、 買主は特定履行を請求できると定めています。」
- 馬場「統一商事法典(Uniform Commercial Code)のセクション 2-716 に相応する条項ですね。」
- 千葉「原審のウィリアムズ判事は当該 G-II 機が比類無く特有であること、及び原告が類似の代替機を入手できなかったことは他の相当事情の存在を証明すると判断して、特定履行の請求を認めました。」
- 土井「控訴裁判所がこれを覆したのですね。」
- 千葉「第2巡回区連邦控訴裁判所のアーヴィン判事は、ヴァージニア州は統一商事法典を採択した後も、損害賠償金が回収可能且つ適切であるときは特定履行は不適当であるとの法理を廃棄していないと言います。」
- 馬場「ちょっと待ってください。確かワシントン州の判例にこれと異なる判断があったような気がします。」
- 荒井「1993年のワシントン州控訴裁判所判決 ですね。」
- 馬場「そうです。航空機 2 機の売買契約で『コモン・ロー上の救済である損害賠償金(legal remedy of damages)が回収可能であるにも拘わらず』特定履行命令を承認しています。」
- 荒井「ワシントン州の場合は事情が少し異なるようです。統一商事法典が州法となる以前の州裁判所は、コモン・ロー上の救済が得られないこと、または動産が完全に比類無く特有であることを、必ずしも特定履行の要件としていませんでした。」
- 土井「ワシントン州は柔軟だった。」(笑い)
- 荒井「余談ですが、エクウィティーには柔軟性(flexibility)の意味合いもあります。」
- 千葉「原審のウィリアムズ判事は金銭賠償で本件原告は損害を完全に塡補されると認定しています。その上、原告自身が、G-II 機を転売して利益を

取得する意図を明確にしています。」

- 土井「それならば、エクウィティー上の救済を与える余地がありませんね。 公正の見地から言っても。」
- 馬場「代替機購入費が高騰したらどうでしょう?」
- 荒井「代替品入手費用の高騰があっても、それは特定履行の救済を与える正 当理由とならない、と判示したニュー・ヨーク州の下級審判例 があり ますね。」
- 千葉「判決を整理しましょう。当時中古航空機市場にはガルフストリーム G-II が 21 機出回っていました。そのうち 3 機はペプシコの G-II 機と同等のものでした。実際に、UJS は他の G-II 機を 2 機買取り、ペプシコとの取引が破談となった後、原告にオファー(offer)しています。而も原告がこれにビッド(bid)、つまり値を付けた事実もあるのです。しかし原審のウィリアムズ判事は同等の G-II 機が 3 機しか存在しないため、ペプシコの G-II 機は比類無く特有(unique)であると判断したのです。」
- 土井「私が控訴審判事であっても、即時に破棄します。」(笑い)
- 馬場「もう一つの基準は、他に正当な事情が存在するかどうかですね。」
- 千葉「ウィリアムズ判事は、原告の損失を償い得ないことが他の正当事情に相当すると言っています。しかし原告の証言によると、他の G-II 機を買わなかったのは、価格が高騰したからです。そして替わりに、G-III 機を買ったのです。」
- 馬場「先程荒井さんが言われたように、価格高騰は特定履行命令の根拠になりません。」
- 土井「結局この事件は金銭賠償が適切とされる事例ですね。」
- 千葉「控訴審のアーヴィン判事は特定履行に関する原審の判断を破棄して差 戻しました。」
- 土井「元々原審判決がお粗末だったのですか?」
- 荒井「それは言い過ぎです。判決文は長文で、事実認定は詳細です。それに 第一の争点であった、契約の成立如何に関する法律判断は、概ね妥当と 言えます。問題はヴァージニア州商事法典の適用を誤ったと言うことで しょうね。」
- 千葉「私の報告を終わります。」
- 荒井「ご苦労様でした。『他の相当事情』に関しては、自動車売買契約の判例がありましたね。休憩の後、馬場君に解説をお願いします。」

荒井夫人が日本茶と虎屋の「おもかげ」を出してくれた。狭山茶らしい。 Napster は一口に言うと強力な検索エンジン(search engine)とファイル・シェア リング(file-sharing)の組み合わせである。利用者は Napster.com に接続してプログラムをダウン・ロードする。後は自分の持っている CD アルバムをデジタル・ファイルに圧縮して(MP3 file)ハード・ディスクに保存し、その曲名をサーヴァーに登録すれば良い。現在 Napster の利用者は大学生を中心に 2 千 5 百万人を超えるから、利用者各自のハード・ディスクに保存された音楽ソフトの総量は膨大なものである。利用者がサーヴァーに接続して希望する演奏家と曲名を入力すると、該当する音楽ファイルを保存するコンピューターのアドレスがモニター画面で一覧できる。後は任意のアドレスに接続して曲をダウン・ロードするだけ良い。このようにして利用者は無料で無数の音楽を自分のコンピューターに取り入れることができる。Napster のウェブ・サイトから 1 分間に 14,000 曲がダウンロードされたと言われるから凄まじい。ユニヴァーサル、BMG、ソニー・ミュージック、ワーナー・ミュージック、及び EMI に代わって、アメリカ・レコード産業協会が著作権寄与侵害 (contributory copyright infringement)を理由に Napster を訴えている。

馬場「それでは始めましょう。原告のセドマク夫妻はシボレー車販売代理店 のチャーリーズとコルヴェット車一台の売買契約を結びました。代金は 約1万5千ドルとなっていました。」

土井「コルヴェット(Corvette)と言えばスポーツ・カーですね。」

千葉「いつも不審に思うのですが、シェヴロレイ(Chevrolet)がどうしてシボレーになったのでしょう?」

荒井「茶化しては駄目です。ローマ字創始者のヘップバーン(Hepburn)もヘボンで通っています。」

千葉「済みません。」

荒井「別に叱ったわけではない。」(笑い)

馬場「セドマク夫妻はコルヴェットのマニアで既に6台も所有していました。 夫妻は、コルヴェット愛好家の雑誌『ヴェット・ヴュー』に掲載された 記事を見て、コルヴェットがインディ 500 の先導車両に選ばれたことを 記念して、6,000 台限定の特別仕様車が販売されることを知りました。」

土井「インディ 500 と言えば、毎年メモリアル・デイまたはその直前の週末 に、インディアナポリス・モーター・スピードウェイで開かれる 500 マ イルのレースです。」

荒井「土井君は車のことなら何でもご存じです。」(笑い)

馬場「その後セドマク夫妻は、この特別限定車を受け取った被告のチャーリーズから、当該コルヴェット車は 15,000 ドルでは売れない、入札だと言われたのです。」

- 千葉「そもそも 15,000 ドルの価格は?」
- 馬場「メーカーの小売り推奨価格です。しかし夫妻は搭載エンジン、トランスミッション、ラジオ、外部塗装などについて仕様変更を求めていましたから、正確な価格は後日にならなければ確定しないことになっていました。」
- 千葉「夫妻は入札しないで、裁判所に訴えたのですね。」
- 馬場「事実審裁判所は、当事者間に口頭の契約が結ばれたこと、及び当該契約は詐欺防止法(the Statute of Frauds)の適用が除外されることを認定して、チャーリーズに車の引渡しを命じました。」
- 土井「特定履行の命令ですね。」
- 馬場「チャーリーズは控訴しました。問題にしたのは 3 点です。第一は、口頭契約の存在には確かな証拠がないこと、第二に、口頭契約が存在するとしても、詐欺防止法によって強制できないこと、第三が、原告はコモン・ロー上の救済が不充分であると証明していないことから、特定履行は妥当な救済と言えないことです。しかしミズーリ州東部地区控訴裁判所は原審の判断を承認しました。」
- 千葉「契約文書が無くても、契約の成立を証明できたのですか?」
- 馬場「両当事者間で交わされた口頭約束の他に、夫妻は手付金として 500 ドルの手形を渡していました。また、車が届いても、インディ 500 のレースが終わるまでは、宣伝用としてコルヴェットをショールームに展示する事前許可を、チャーリーズは夫妻に求めていました。而も、チャーリーズの所に届いたコルヴェットは、夫妻が指定した通りの仕様に変えられていたのです。」
- 荒井「そのような事実を基に、事実審裁判所が契約の存在を認定したのであれば、控訴審がそれを『明白な誤り』(clearly erroneous)と言って、覆すことはないでしょうね。」
- 千葉「詐欺防止法は?」
- 荒井「一定の契約について、書面による証拠がなければ、裁判所が救済を与 えないと言う趣旨の詐欺防止法に関しては、別の機会に論じることにし て、ここでは割愛しましょう。」
- 馬場「州控訴裁判所のサッツ判事(Satz J.)によると、特定履行を命じるかどうかの決定は事実審裁判所の裁量(discretion)に属すると言われていますが、実際の処、この裁量の余地は極めて狭いのです。」
- 土井「ミズーリ州に先例があるのでしょうね。」
- 馬場「勿論です。1955年の州最高裁判決ミラー事件です。関連するエクウィティー上の原則を充足し、而も契約が公正且つ明白であるとすれば、

特定履行は当然の権利(as a matter or right)として承認されます。」

- 千葉「充足しべきエクウィティー上の原則とは、本件の場合具体的にどの様 なものですか?」
- 馬場「一審判決によると、セドマク夫妻がコルヴェット車を買おうとしても、 走行距離、車両状態、所有者、及び外部塗装などの条件が同等のコルヴェットを入手できる開かれた市場が存在しないのです。万一取得可能であったとしても、少なからぬ費用、手数、損失を負担し、入手するまでの時間と不便さは測り知れません。そのため、コモン・ロー上の救済では充分と言えないのです。」
- 土井「損害賠償金では不充分と言うことですね。」
- 千葉「費用や時間を金銭的に予測できませんしね。」
- 荒井「動産物品の売買契約について、統一商事法典が特定履行を認める要件 として、『比類無く特有である』ことに加えて、『他の正当事情』を定め ていますが、これにはそれなりの理由があったのです。」
- 千葉「公式註解1 ですか?」
- 荒井「そうです。裁判所の裁量権行使の範囲を拡大して、柔軟性を与えようとの趣旨です。もっとも全ての州が裁量権を縮減していたとも言えませんが。」
- 馬場「その点では、ミズーリ州の裁判所は統一商法典以前から柔軟な姿勢を 示していました。」
- 荒井「第2次世界大戦直後に多発した自動車売買契約違反訴訟が適例ですね。」 馬場「大戦終結直後に、新車を購入できなかった多くの消費者から販売代理 店に対して売買契約の特定履行を求める訴訟が提起されました。しかし 殆どの消費者は敗訴しました。」
- 土井「何故でしょうか?」
- 馬場「典型的な事例にアーカンソー州最高裁の判例 があります。買主は 1945年9月 15日に結んだフォード・スーパー・デラックス・チューダー・セダンの売買契約に関して特定履行を求めました。原告が特定履行を求める根拠として主張した事実は、フォードの新車が入手困難であること、及び契約した車種は何処を探しても、実際に市場で購入できなかったことです。ところが州最高裁は、契約に記載された形式の乗用車が 1945年以降多数生産され、新車と中古車の市場で販売されていることを顕著な事実として認めたのです。原告の注文した乗用車には同一車種の他の車とは共通しない特殊乃至特有の品質(special or peculiar qualities)があるため、市場での代替品入手が不可能であることを、原告が主張しなかったと最高裁は言うのです。」

- 千葉「そこで言われる『特殊乃至特有の』(special or peculiar)とは統一商事法典の言う『比類無く特有の』(unique)に相応する語ですね。」
- 荒井「而もそれを制限的に宣明しています。裁判所による確知(judicial notice) にも裁判所の硬直性が現れています。」
- 土井「当事者の証明がないのに、乗用車の入手可能性を顕著な事実として、 裁判所が認めてしまったことですね。」
- 馬場「アーカンソー州の対角を占めるのがミズーリ州です。1949 年に州控訴 裁判所が下した判決にボーヴィング事件 があります。」
- 荒井「戦時下で乗用車の供給が枯渇していたときに発生した事件ですね。」
- 馬場「そうです。注文した乗用車は伝統的な法概念の示す『比類なき特有性』 を具備していません。しかし判決は原告の求めた特定履行を認めたので す。膨大な費用と手数と損失を掛けないと新車が他所で入手できないだ けでなく、そのような費用、手数、損失などは事前に金額を見積もるこ とさえできません。このような事情の下では、原告はコモン・ロー上の 救済手段を得られないため、特定履行が妥当な救済として認められたの です。」
- 土井「それが統一商法典の目指す裁量権の範囲拡大、または裁判所の柔軟性 ですね。」
- 千葉「コルヴェット・スポーツ・カーの判決はボーヴィング事件判決を踏襲 したものですね。」
- 馬場「州控訴裁判所のサッツ判事によれば、ミズーリ州の裁判所は統一商事 法典採択の遙か以前から、動産物品売買契約の違反に対して特定履行を 命じるべきかどうか決定するときに、実際的手法を採用して、救済を『比 類なく特有な』物品の売買に限定していなかったのです。」
- 土井「確かに、インディ 500 の先導車に伝統的法概念の『比類なき特有性』 があるとは言えませんね。先祖伝来の宝物の如きものではありません。」
- 馬場「ボーヴィング事件と同様に、走行距離、車両状態、所有者、及び外部 塗装などの条件から、代替品を取得することが不可能とまでは言えなく ても、非常な困難が伴い、莫大な費用と時間と不便は免れません。」
- 千葉「この特別仕様車は6,000台生産されたのでしたね。」
- 馬場「シボレー工場で生産されたのは確かに 6,000 台です。しかし各販売代理店に割り当てられたのは僅かに一台だけです。而もその中で、セドマク夫妻の希望する仕様をに合致するコルヴェットは極く限られた数でした。チャーリーズは過去二年、このような特別仕様車を受け取ったことがありません。」
- 土井「価格は15,000ドルでしたね。」

- 馬場「メーカー希望小売価格は正確には約\$14,284.21 でした。しかしチャーリーズの処には、ハワイの消費者から\$24,000、フロリダの好事家から\$28,000 など、遠方からの買取り申込みが殺到していました。」
- 千葉「需要と供給が極端に均衡を失していますね。」
- 馬場「ミズーリ州控訴裁判所はこのような事態は当に特定履行を命じるに足る『正当事情』(proper circumstances)であると判断したのです。」
- 荒井「馬場君お疲れさまです。次は私から、有名な綿花事件のお話をします。」
- 土井「荒井さん自らお出ましとは珍しい。」(笑い)
- 荒井「いつも怠けていると思われても困るから。」(笑い)
- 千葉「今までも時々はお話しされていました。」(笑い)
- 馬場「止めておいた方が良さそうです。何をこの悪童どもと思われると、後で酷い反撃に遭いますよ。」(笑い)
- 荒井「1973 年はアメリカ南部コットン・ベルト(the Cotton Belt)の農家が苦汁を味わった年です。」
- 馬場「アラバマ、ジョージア、ミシシッピなどの綿花生産農家のことですね。」
- 荒井「毎年春先の種付け時期になると、農家は特定の農場で栽培し、収穫する綿花を、数量と品質の保証をせずに、綿花取引業者に先物で売却します。農家はこの先物売買契約(forward sale contract)を担保にして、銀行から資金融資を受けて、種子や肥料を買入れるのです。」
- 千葉「価格は決めておくのでしょうね。」
- 荒井「勿論です。契約時の市場価格で契約します。1973 年の春先に決めた先物契約は、重量ポンド当たり、およそ30 セントでした。」
- 土井「重量ポンドと言いますと?」
- 荒井「収穫した綿から種子を取り除き梱包した綿花の重量です。」
- 千葉「苦渋を味わったと言うからには、収穫時の綿花価格が暴騰したのですね。」
- 荒井「お察しの通りです。(笑い)先物契約価格の約3倍、90セント近くまで暴騰しました。」
- 土井「旱魃の被害ですか?」
- 荒井「いいえ。悪い原因が重なったのです。中国に大量の綿花が輸出されたこと、河川や湖沼に洪水が頻発したこと、長雨により作付けが遅れたこと、ドルの平価切下げ(devaluation)が行われたことなどが、市況高騰の原因と考えられます。」
- 工藤「先物取引をした農家の大失敗ですね。」
- 荒井「その通りです。コットン・フィアスコ(cotton fiasco)と評者は呼んでいます。ある裁判官の言葉を借りると『年老いた猟犬が腐ったスカンクの

肉を食べたときのように、農家は吐き気を催した』のです。」(笑い)

- 千葉「私が農家なら先物契約を履行しません。」
- 土井「契約を破るのは自由ですからどうぞ。」(笑い)
- 馬場「損害賠償金を支払うことになれば、農家の損失は変わらない。」
- 荒井「先回りしないで下さい。(笑い)綿花栽培農家が一斉に綿花の引渡しを 拒絶したため、綿花取引業者から特定履行を求める訴えが綿花地帯で多 数提起されました。」
- 土井「農家に勝算はなさそうです。」
- 馬場「荒井さんのお話はおそらく、勝ち負けではなく、特定履行と損害賠償 金のどちらがこの場合に適切な救済となるかの問題でしょうね。」
- 荒井「推察の通りです。最初に、アラバマ州北部地区地裁のミッチェル・ハントレイ事件判決 を紹介します。綿花を生産者その他から買入れ、繊維工場その他に売却、納入する取引業者は、農家との契約の特定履行を求め、農家が契約を破ることを阻止する権利があると判決は言います。」 千葉「その根拠は?」
- 荒井「問題の綿花が、市場で綿花が払底しているため、比類なく特有で代替不可能(unique and irreplaceable)であると州地裁は判断しました。1973年にアメリカ全土で生産された綿花の大多数が先物契約で作付け前に売却されていました。而も前年から持ち越された在庫は殆ど皆無でしたから、当時の綿花市場で取引業者が代替品を手当てすることは殆ど不可能でした。」
- 馬場「市場の綿花が払底していることや、価格が高騰した事実によって、金 銭賠償金が不充分で、不適切と言えるのでしょうか?」
- 荒井「当然の疑問です。ジョージア州の判例を二つ紹介しましょう。キムゼイ事件では、どの様な経緯があったか知れませんが、先物売買契約の中に、綿花は比類なく特有で(unique)あるとの記述があったのです。そのため、裁判所は何らの論議を経ることなく特定履行を裁可しました。」
- 土井「結果の是非は別にしても簡潔明瞭ですね。」(笑い)
- 荒井「しかし同じ裁判所がデュヴァル事件判決では、特定履行を認めなかったのです。」
- 千葉「契約書に『ユニーク』の文字が無かったからでしょう。」(笑い)
- 荒井「ご明察。(笑い)判決は言います。契約に特有性の規定が含まれないとき、価格の暴騰は、市場での代替品調達が不可能である事実が伴わなければ、統一商事法典セクション 2-716(1)の『他の正当事情』(other proper circumstances)を構成しません。『他の正当事情』は全ての商品取引に特定履行を許し、裁判所を商事仲裁人の地位に変える認可証ではないのです。」

- 馬場「判決は綿花が代替可能と見ているようですが、アラバマ州のミッチェル・ハントレイ事件判決とは事実認識が異なりますね。」
- 荒井「代替可能性に過度に依存するのは問題でしょうね。ところで話題を変えて、農家の育成した綿の木が胴枯れ病で全滅したらどうなりますか?」
 土井「不可抗力ですか?」
- 千葉「そう簡単に不可抗力が認められるとは思えません。」
- 馬場「特定動産の事故損害ですか?」
- 荒井「馬場君の考えは統一商事法典セクション 2-613 ですね。」
- 馬場「そうです。契約時に特定した動産が契約の履行に不可欠であるとき、 損失の危険が買主に移転する前に、両当事者の過失に因らず、当該特定 動産が事故損害を被って全損となれば、契約は無効となります。」
- 土井「農家が特定の農場で栽培し収穫する綿花を契約時に特定した動産と考 えるのですか?」
- 千葉「それに、その特定した綿花は先物契約の履行に不可欠です。」
- 荒井「これは一つの考え方ですが、もし綿花が千葉君の言うように先物契約の履行に不可欠であるとするならば、その綿花は比類なく特有(unique)と言えるのではないでしょうか?」
- 馬場「セクション 2-716 の特定履行にそのまま収まると言うことですね。」
- 千葉「それなら更に論を進めて、動産回復訴訟(Replevin)ならどうでしょうか?」
- 荒井「セクション 2-716(3)に規定 がありますが、そこまで問題を発展させると際限がありませんから、それは皆さんの宿題にしておきます。今日の論議はこれで終わりにしたいと思います。皆さんお疲れさまでした。」 馬場、千葉、土井(異口同音に)「有り難うございました。」

荒井夫人からビールと数種のつまみが差し入れられた。疲れた喉にビールの泡が心地よい。音楽産業が恐れているのは MP3.com と Napster.com だけではない。その亜流は、ヌーテラ(Gnutella)、フリーネット(freenet)、スクール(Scour Exchange)など数知れない。ネット・ワークが分散化し、プログラムも多様化し一層複雑化しているため、侵害行為(piracy)はいよいよ捕捉し難くなっている。数年後には店頭の陳列棚から CD が消えるであろうとさえ言われている。音楽ソフトの配信がインターネット上で行われる時代が目前に到来している事実は否定できない。現に、レコード産業界と利害が同一と思われたアーティストにも意外な動きが現れつつある。人気メタリック・バンドのオフスプリング(Offspring)が、販促活動の一環と称して、CD 発売 1 ヶ月前にアルバムをインターネット上で無料公開すると発表し、所属レコーダ会社のソ

ニーに衝撃を与えている。急激な変動の時代に、著作権者が技術革新を敵対視し続けたのでは何事も解決しない。音楽産業に留まらず、映画産業その他娯楽ソフト産業が、如何に技術革新に参画していけるかに問題解決の鍵があるようである。技術革新の激しいインターネット時代に於ける著作権の行方は等閑視できない。

"only universal consequence of a legally binding promise is, that the law makes the promisor pay damages if the promised event does not come to pass ... [and] ... leaves him free from interference until the time of fulfillment has gone by, and therefore free to break his contract if he chooses." O. W. Holmes, The Common Law 235-36 (Howe ed. 1963)

安藤誠二「やさしく学ぶアメリカ契約法 第 3 回 『イギリス契約法の継受 (その 1)』) 海事法研究会誌第 149 号(1999-4-1)

Hochster v. De La Tour, 2 Ellis & Bl. 678, 118 Eng. Rep. 922 (Queen's Bench, 1853)

安藤誠二「契約の履行期前違反の諸相」海事法研究会誌第 135 号 (1996-12-1)

Restatement (Second) of Contracts §253

Uniform Commercial Code §2-610

Taylor v. Johnston, 539 P.2d 429 (Cal. 1975)

安藤誠二「法の経済分析その 1 - 損害賠償額の予定について - 」海事法研究 会誌第 136 号(1997-2-1)

A. W. B. Simpson, A History of the Common Law of Contract 595-58 (1975)

安藤誠二「約束的禁反言について (その3)」海事法研究会誌第 154 号 (2000-2-1);但し 70 頁「機構としてのものか機能としてのものか、未だ調べていません。」の記述は、「殆どの州が既に廃止していますからね。」に読替えよ。

Robinson v. Harman (1848) 1 Exc. 850

Reprosystem B.V. v. SCM Corp., 727 F.2d 257 (2d Cir. 1984), *cert. denied*, 469 U.S. 828 (1984); 判決の詳細については、安藤誠二「約束的禁反言について(その3)」海事法研究会誌第 154 号(2000-2-1)を見よ。

Uniform Commercial Code §2-716 Buyer's Right to Specific Performance "(1) Specific performance may be ordered where the goods are unique or in other proper circumstances."

King Aircraft Sales v. Lane, 846 P.2d 550 (Wash. App. 1993)

Hilmor Sales Co. v. Helen Neuschalfer Division of Supronics Corp. 6 U.C.C. Rep. Serv. 325 (N.Y. Sup. Ct. 1969)

Sedmak v. Charlie's Chevrolet, Inc., 622 S.W.2d 694 (Mo. App. 1981)

Miller v. Coffeen, 280 S.W.2d 100 (Mo. 1855)

Official Comment to section 2-716 (Buyer's Right to Specific Performance or Replevin) "Purposes of Changes: To make it clear that: 1. without intending to impair in any way the exercise of the court's sound discretion in the matter, this Article seeks to further a more liberal attitude than some courts have shown in connection with the specific performance of contract of sale."

McCallister v. Patton, 215 S.W.2d 701 (Ark. 1948)

Boeving v. Vandover, 218 S.W.2d 175 (Mo. App. 1949)

Mitchell-Hantley Cotton Co., Inc. v. Waldrep, 377 F.Supp. 1215 (N.D. Ala. 1974)

R.L. Kimsey Cotton Co., Inc. v. Ferguson, 214 S.E.2d 360 (Ga. 1975)

Duval & Co. v. Malcom, 233 S.E.2d 356 (Ga. 1975)

Uniform Commercial Code §2-613 Casualty to Identified Goods "Where the contract requires for its performance goods identified when the contract is made, and the goods suffer casualty without fault of either party before the risk of loss passes to the buyer, (a) if the loss is total the contract is avoided; and"

Uniform Commercial Code §2-716 (3) "The buyer has a right of replevin for goods identified to the contract if after reasonable effort he is unable to effect cover for such goods or the circumstances reasonably indicate that such effort will be unavailing"

- (註) 初出:「海事法研究会誌」(第 158 号)「やさしく学ぶアメリカ契約法 第 12 回 」2000.10.1 (社)日本海運集会所
- © Copyright 2006 SEIJI ANDO All Rights Reserved